

第2章 裁判所制度

第一節 合議制

一 合議制の意義

合議制とは、三名以上の裁判官等〔裁判人員〕¹⁾により裁判集団を構成し、人民法院を代表して裁判権を行使し、事件を審理し裁判する制度をいう。

合議制は、単独制〔独任制〕に相対する裁判組織形態〔裁判組織形式〕であり、法律に別段の定めがあるほかは合議制による。単独制は一名の裁判官〔审判员〕が単独で民事事件を審理し裁判する制度であり、簡易手続により審理される事件（中国民訴39条）は単独制による。また、特別手続により審理される事件も単独制によるが、有権者資格事件または重大・難解な事件は合議制により（中国民訴178条）、担保物権実行事件は裁判官が単独で審理の任に当たるが、担保財産の価額が基層人民法院の管轄の範囲を超える場合には、合議体により審査しなければならない（民訴解釈369条）。督促手続により審理される事件は単独制による（民訴解釈430条）。公示催告手続により審理される事件は単独制によるが、手形の無効を宣告する判決をする場合には、合議体により審理しなければならない（民訴解釈454条）。

二 合議体の構成

合議体には、裁判官と参審員により構成するものと裁判官のみで構成するものと二種類ある。「合議体の更なる職責強化に関する若干の規定」（2010年。以下、合議体職責規定と略称する）2条に基づき、合議体は、裁判官、裁判官補佐または人民陪審員（参審員）により状況に応じて構成する。合議体の構成員が固定的で

1) 裁判を担当する人員を指す。具体的には、裁判官および参審員を含む。

ある場合には、定期的に交換しなければならない。人民陪審員が合議体に参加する場合には、人民陪審員名簿から無作為に抽出しなければならない。

合議体の構成員は三名以上の奇数でなければならない（中国民訴 39・40 条）、具体的人数は法院が審理の事情を斟酌し決定する。

1 第一審合議体の構成

第一審民事事件の審理は、裁判官と参審員により、あるいは裁判官のみで合議体は構成される（中国民訴 39 条）。

裁判官と参審員とで合議体を構成する場合には、参審員は裁判官と同等の権利義務を有する。

通常手続では、参審員の参加なしに裁判官のみで合議体を構成する。特別手続のうち、有権者資格事件および重大・難解な事件を審理するときは、裁判官のみで合議体を構成しなければならない。

2 第二審合議体の構成

第一審と異なり、第二審民事事件の審理は、裁判官により合議体を構成しなければならないが、参審員の参加は認められない（中国民訴 40 条）。これは役割の違いによる。第二審では、事実認定と法適用のみならず、第一審裁判所の裁判に対する監督の機能も担うため、裁判官のみで構成するに適する。

3 差戻審・再審の合議体の構成

第二審法院により差し戻された事件は、原審法院は第一審手続に従い改めて合議体を構成する（中国民訴 40 条）。差戻審は、原判決が合議体によるものか否かに関わらず、合議体によらなければならない。また、差戻審では改めて合議体を構成しなければならないが、原審合議体の構成員または単独制の裁判官は差戻後の合議体に関与することはできない。差戻後の合議体は差戻前の合議体の構成の制約を受けず、差戻前は参審員が参加していたとしても、改めて合議体を構成するにあたっては、必ずしも参審員の参加を要しない。

裁判監督手続に基づき再審理を行う事件は、原訴訟手続が第一審である場合には、第一審手続に従い改めて合議体を構成する。原訴訟手続が第二審である場合または上級裁判所が再審理をする〔提审〕場合には、第二審手続に従い改めて合議体を構成する（中国民訴 40 条）。再審事件の審理には、原訴訟手続に関与した

裁判官は関与できず、改めて合議体を構成しなければならない。第一審手続に従い再審理を行う場合には、原訴訟手続が単独制を採っているにもかかわらず、再審理にあたっては合議体に改めなければならない。上級人民法院が再審理をする場合には、原訴訟手続が第一審手続でも第二審手続でも、再審理にあたっては第二審手続に従い改めて合議体を構成しなければならない。

三 合議体の活動規則

1 裁判長の職責

裁判長は、院長または院長が裁判官の一人を指定し担当させる。院長または院長が構成員となるときは、院長または院長が担当する（中国民訴41条）。参審員は裁判長となることはできない。裁判長は、合議体において特定の事件の審理を主宰する裁判官であり、常設の職務でも行政職でもないが、最高人民法院の「人民法院裁判長選任弁法（試行）」（2000年）では、裁判長の職責について常設の職位であるとしており、41条と合致せず、検討に値すると指摘されている²⁾。

裁判長の職責は、1) 裁判補助要員を指導、配置し、開廷審理前の調停・準備およびその他の裁判準備の補助的業務を行い、2) 事件審理計画・開廷審理概要を確定し、合議体構成員の開廷審理における分担の調整、必要な準備を行い、3) 法廷審理を指揮し、4) 合議体の裁判の評議を主宰し、5) 関係規定に従い事件を裁判委員会の討議・決定に委ねよう院長に具申し、6) 裁判文書を作成し、合議体の構成員が作成した裁判文書を審査し、7) 規定の権限に従い法律文書を発行し、8) 院長または院長の申立てに基づき合議体の事件に対する再議を主宰し、9) 合議体の審理期限制度の遵守状況に対し責任を負い、10) 裁判に関するその他の事項を処理することである。

裁判長の職責は主宰することにあり、裁判の過程では、全構成員は平等に審理、評議、裁判を行わなければならない。事実認定と法適用に対しては共同で責任を負う（「人民法院合議体業務に関する若干の規定」（以下、合議規定と略称する）4条、合議体職責規定1条）。

2 事件担当裁判官の確定と職責

合議体は事件を受けた後、関係規定に基づき事件担当裁判官を確定、あるいは

2) 江伟・肖建国主编『民事诉讼法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）63页参照。